

藤沢型認定保育施設 設備・構造等の確認等（実地調査）

確 認 事 項	
1 必要な設備に関する事	(1) 調理室を設ける場合は、利用児童の年齢に応じた食事を衛生的に提供できる設備を有し、保育室とは別の区画とすること。
	(2) 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。
	(3) 施設内に固定電話を有すること。
	(4) 幼児を保育する施設にあっては、幼児の年齢に適した広さの屋外遊技場を敷地内に有し、又は付近にこれに代わるべき場所があること。
	(5) 非常災害対策として、利用児童が安全に避難するための措置が講じられていること。
2 施設内の危険箇所への措置に関する事	(1) 落下又は転倒によって利用児童がけがをするおそれのある設備に対し、設備の固定、落下防止バンドの活用等、その他の必要な対策を講じること。
	(2) 保育室内のドアには、児童の指はさみ防止対策として、開閉速度の緩和、戸当たりの設置、蝶番へのカバーの設置等、その他の必要な措置を講じること。
	(3) 壁面及び床面において、突起や段差、床のすべり等の危険な箇所がないこと。ただし、その箇所がある場合は、事故防止のため、段差解消等の適切な措置を講じること。
	(4) 壁の角部が鋭利な箇所には、面取り、保護材の使用等、その他の適切な措置を講じること。
	(5) 保育室内の窓に、転落防止のため、柵(概ね60cm)の設置、開口制限の仕様、ロック機能を備える鍵等、その他の必要な措置を講じること。
	(6) ガラス面へのシール等の貼り付け等、衝突防止のための対策を講じること。
	(7) コンセントは、児童の手が触れられない位置にある、又は児童の手が届く場合はコンセントカバーを設ける等、適切な措置を講じること。
	(8) ほふくしない児童(年度の初日の前日における年齢が満0歳である児童等)は、他の児童と空間を分けること。なお、施設の構造上、空間を分けることが難しい場合は、ベビーサークル等の設置による対応でもかまわないものとする。
	(9) 沐浴槽、汚物処理槽、及びその他の水がたまる箇所は、その部屋に鍵をつける等の児童が単独で入れないような仕様となっていること。
	(10) 設備破損による児童のけがを防止するため、大型遊具等の児童がその上に乗る可能性があるものは、その用途に専用のものを、定められた方法で使用すること。
	(11) 出入り口の施錠機能等、不審者の立入防止のための措置を講じること。
3 その他	(1) 保育施設の設置階は申請どおりか。
	(2) 保育室の現況は、提出された平面図と一致するか。
	(3) 職員の出退勤時間及び児童の登園時間は、タイムカード・出勤簿・出欠簿等の記載と一致するか。